

問3 伊方原発前面の中央構造線活断層帯について、能登半島地震を上回る「マグニチュード 8.0 程度もしくはそれ以上」の地震が発生する可能性を国の地震調査研究推進本部が記しています。さらに研究者から「逆断層成分」も指摘されていることについて、知事として関心を払うべきだと思いませんか。もし関心を払う必要がないとお考えなら、その理由と根拠を示してください。

回答：中央構造線断層帯については、伊方3号機の新規制基準適合性審査において、マグニチュード8以上の地震が発生することも想定した上で、評価が行われた結果、耐震安全性が確認されています。

また、中央構造線断層帯の構造について、専門家の様々な意見があることは承知していますが、それらが学会等で新たな知見であるとして取りまとめられた場合には、必要な安全性評価が行われるものと考えています。

問4 四国電力が基準地震動の算出において、震源断層の南傾斜（中角度、低角度）・「逆断層要素」をほとんど無視していることについて、知事として原子力規制委員会に、伊方3号機の再稼働許可に関する審査の無効を求めるべきではありませんか。

回答：伊方3号機の基準地震動については、原子力規制委員会において、断層の傾斜角も含めて、客観的なデータや最新の科学的知見等に基づいて審査され、適切に策定されているとして、原子炉設置変更許可がなされています。

また、県の伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会においても、「基準地震動については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、不確かさも考慮して、地震学及び地震工学的見地から、適切に策定されていると判断」されており、県として審査の無効を求める考えはありません。